

# 豊田市子ども条例の構成

## 前文

【子どもの尊厳】 【大人の責務】 【子どもにやさしいまちづくり】 【条例制定の趣旨】

## 第1章 総則

【第1条 条例の目的】 【第2条 用語の定義】

## 第3条

【市（行政）の責務】  
【保護者の責務】 【育ち学ぶ施設の責務】  
【市民及び事業者（地域）の責務】

## 第2章 子どもにとって大切な権利

【子どもの権利と責任】  
【安心して生きる権利】 【自分らしく生きる権利】  
【豊かに育つ権利】 【参加する権利】

【子どもの権利の保障】

【責務・責任の遂行】

<子どもにやさしいまちづくり>

## 第3章

家庭における権利の保障  
育ち学ぶ施設における権利の保障  
地域における権利の保障

【権利の侵害に対する救済・回復】

## 第4章

子どもの権利の周知と学習支援  
子育て家庭への支援  
特別なニーズのある子ども・家庭への支援  
子どもの虐待の予防などに関する取組  
有害・危険な環境からの保護  
子どもの居場所づくりの推進  
意見表明と参加の促進

豊田市子ども会議

【子ども施策の計画・実施・検証の総合化】

## 第5章

子どもの権利の侵害に対する救済と回復

豊田市子どもの権利擁護委員

## 第6章

子どもに関する施策の推進と検証

豊田市子ども総合計画

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

## 附則